

## 「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」の設置について（案）

令和 2 年 6 月 1 0 日

## 1. 趣旨

公共交通機関においては、公共交通事業者等が、旅客施設又は車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」（以下「交通バリアフリー基準」という。）及び、バリアフリー整備のあり方を示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づき、整備することによって、全体のバリアフリー化が進捗してきたところである。

交通バリアフリー基準及びガイドラインは、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、内容を見直し、必要に応じて改正を行ってきたところであるが、令和 2 年度においては、以下の事項に対応した検討を行う必要がある。

① 役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）等

本年 5 月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、公共交通機関において整備された旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）への遵守義務が創設された。

また、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」を推進する観点から、鉄道車両等における優先席等の高齢者障害者等用施設等における適正利用について広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることを踏まえ、その前提として、優先席のハード基準について検討が必要となっている。

② 新幹線の新たなバリアフリー対策

「新幹線のバリアフリー対策検討会」の下に設けるWGにおいて、「障害のある方が一般の方と同様にグループで快適に乗車できるよう「車椅子用フリースペース」（仮称）を一般客室の窓際に設ける」との方針（R2.3 中間とりまとめ）を踏まえ、基準等の改正に向けて具体的な検討が行われている。

③ 視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法

平成 28 年度及び 29 年度に「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」を設置し、学識経験者、高齢者、障害者等関係団体、事業者団体等の参画を得て、移動等円滑化基準の改正内容、ガイドラインの改訂について検討を行った。

この検討の中では、技術が開発途上であることや十分に普及していないこと、有効性が確実に証明されているわけではないこと等の理由により、視覚障害者がエスカレーターを利用できるようにするための誘導案内方法について検討課題とされた。

## 2. 検討会の設置

公共交通機関等の移動等円滑化に向けて、基準、ガイドラインへの反映に必要な事項を検討するため、「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」を設置する。検討事項等は次のとおり。

### (1) 検討事項

- ① 役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）等
- ② 新幹線の新たなバリアフリー対策
- ③ 視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法

### (2) 検討方法、スケジュール

- ① 検討会を下記のとおり開催し、基準及びガイドラインの改正案等について検討する。

- ・ 第1回検討会 令和2年6月10日（水）
- ・ 第2回検討会 令和2年9月頃（予定）
- ・ 第3回検討会 令和2年12月頃（予定）
- ・ 第4回検討会 令和3年2月頃（予定）

## 3. 構成員等

検討会は、学識経験者、障害者団体、交通事業者団体等、行政機関等の実務者により構成する。検討会構成員は、資料2のとおり。

事務局は、国土交通省総合政策局安心生活政策課、（株）サンビーム